

調達要求番号：4MTF1CN0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
胃がん検診読影	仕 様 書 番 号	
	札幌病衛29-1 (改)	
	作 成	平成29年 2月 8日
	変 更	令和6年 2月 9日
作成部隊等名	自衛隊札幌病院総務部健康管理課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊札幌病院の胃がん検診読影について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、その他関係法令による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

### 1.4 法令等

医療法（昭和23年法律第205号）

陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（昭和44年陸上自衛隊達36-6号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

生活習慣病検診で実施する胃透視の読影及び所見の記入

### 2.2 読影期

令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 2.3 読影医の条件

読影医は日本消化器がん検診学会認定医を基準とし、胃透視の読影経験のある2名の医師とする。

### 2.4 読影物

自衛隊札幌病院が保有するX線テレビ装置胃集団検診用（デジタル式）で撮影した胃部画像8部位／件（基準）

### 2.5 撮影方法・部位

基準撮影法1

①背臥位正面法 ②背臥位第1斜位 ③背臥位第2斜位 ④腹臥位正面位 ⑤腹臥位第1斜位

⑥右側臥位 ⑦背臥位第2斜位（ふりわけ）⑧立位第1斜位

### 2.6 所見記入要領

「胃部X線所見一覧」（別紙第1）に基づき、所見に該当するコードを「胃がん検診読影表」（別紙第2）に記入する。「胃がん検診読影表」内の「撮影期間」「駐屯地」「撮影番号」の記入、用紙の必要枚数の準備は官側が実施する。

## 2.7 読影場所

受注者の施設とする。

## 2.8 読影物等の授受要領

- 2.8.1 画像を取り込んだDVD及び「胃がん検診読影表」を自衛隊札幌病院総務部健康管理課にて、官側の指定する頻度で受領するものとする。読影が終了したならばDVDと所見等が記入された「胃がん検診読影表」を官側に返納するものとする。
- 2.8.2 授受の方法については、自衛隊札幌病院総務部健康管理課及び各駐屯地医務室での授受を原則とする。
- 2.8.3 個人情報漏洩防止及び記憶媒体紛失リスク極小化の為、可搬記憶媒体を送達する手段は、取扱い上注意が必要であり、努めて携行が望ましい。(上級部隊による指導)

## 3 その他の指示

### 3.1 個人情報の管理に関する基準

- 3.1.1 受託者は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。
- 3.1.2 受託者は、個人情報の漏洩等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- 3.1.3 受託者は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 3.1.4 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により官側の承認を受けなければならない。
- 3.1.5 受託者は、委託業務に係る個人情報を他の目的のために使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- 3.1.6 受託者は、個人情報を複製する場合には、あらかじめ、書面により官側の承認を受けなければならない。
- 3.1.7 受託者は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、官側は、特に必要と認めた場合には、受託者に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受託者の工場等の関係場所に立入調査をさせることができる。
- 3.1.8 委託業務に関し事故等が発生した場合には、受託者は、速やかに、その内容を官側に報告する。
- 3.1.9 官側は、受託者が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

### 3.2 その他

- 3.2.1 受注者の不具合による関係資料の亡失及び損傷等の事故が発生した場合は、受注者はその責を負うものとする。
- 3.2.2 記載漏れ及び照会については、受注者は随時対応するものとする。
- 3.2.3 官側が負担する経費以外は、全て受注者が負担するものとする。
- 3.2.4 本仕様書に定めていない事項で疑義が生じた場合、関係法令等に従いその都度協議し、これを取り決めるものとする。